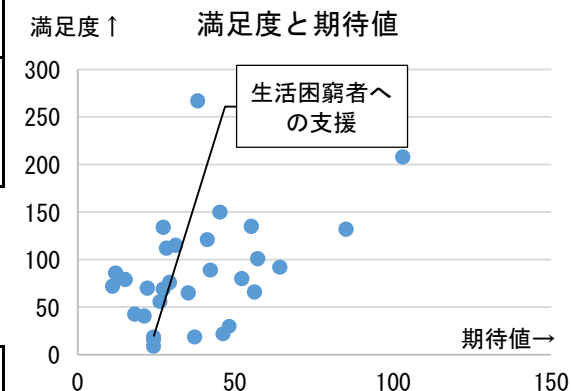


施策評価シート（子どもの貧困の連鎖の防止）

1 施策概要

まちの姿 5	いつまでも健やかに暮らせるまち
説明	<p>住み慣れた地域で、共に支え合いながら、生き生きと日常生活を過ごすため、地域全体で健康づくりや福祉の課題に取り組んでいくことが大切です。</p> <p>そのため、複雑化した地域生活課題を解決し、支援が必要な人に対して必要な支援が届くように、福祉の「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、市民、団体、事業者がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域づくりを推進するとともに、行政と連携・協働した包括的な支援体制を整備することで、「いつまでも健やかに暮らせるまち」を目指します。</p> <p>また、高齢者が地域の中で元気に活躍できる機会づくりや仕組みづくりを進めるとともに、生涯を通じた健康づくり等を進めていきます。さらに、障がいのある人や、様々な問題を抱え孤立しがちな人、生活に困窮している人等が地域の中で生き生きと生活できるよう、生活の安定や自立、就労等に対する課題について、きめ細かなサービスの提供等、市民、団体、事業者、関係機関、行政が一体となって取り組んでいきます。</p>

施策 5 - ⑤	生活困窮者への支援								
目指す姿	子どもから高齢者まで、生活に困窮している全ての人が各々の状況に応じて必要な支援が受けられるとともに、安定した生活を送るためのセーフティネットのもとで、それぞれが一歩ずつ確実に自立に向かっていきます。								
市民アンケート結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>満足度</th> <th>満足度順位</th> <th>期待値</th> <th>期待値順位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>19</td> <td>27/30</td> <td>24</td> <td>22/30</td> </tr> </tbody> </table>	満足度	満足度順位	期待値	期待値順位	19	27/30	24	22/30
満足度	満足度順位	期待値	期待値順位						
19	27/30	24	22/30						



施策の方向性	子どもの貧困の連鎖の防止
概要	<ul style="list-style-type: none"> 子どもの学習支援事業においては、学習支援のみならず、生活困窮世帯の子どもやその家庭に対して生活習慣・育成環境の改善、教育及び就労に関する支援を実施する等、早期から次世代の子どもやその家庭への支援を行うことで、貧困の連鎖を防ぎます。また、フードバンクや子ども食堂をはじめとしたNPO等と連携し、子どもの居場所の確保や日常生活の支援を図ります。
現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立相談支援事業において、必須事業である自立相談支援事業及び住居確保給付金支給と、任意事業である就労準備支援事業に加え、平成28（2016）年度からは子どもの学習支援事業（任意事業）を実施し、生活困窮世帯及び被保護世帯の就学支援等の充実を図っています。子どもの学習支援事業においては、家庭訪問型の特性を活かし、それぞれの家庭環境に応じたきめ細かな支援を行っていく必要があります。

担当部署	地域活性課、福祉相談課、子ども政策課、児童育成課、学校教育課、社会教育課、公民館
------	--

2 施策に係る取組内容

No.	事務事業名	担当課	事業概要	成果
1	【国の制度】 生活保護制度	福祉相談課	生活保護制度は、生活保護法によって、国が生活に困窮する国民に対して最低限の生活を保障する制度。 生活保護制度には、食費、衣類、光熱水費等の生活扶助や義務教育のために必要な費用である教育扶助をはじめとする8種類の扶助があり、国の定めた最低生活費の基準の範囲内で生活保護費が支給されるもの。	<p>■生活保護世帯（保護人員）</p> <p>令和2年度 1,033世帯（1,182人） 平成31年度 1,030世帯（1,193人） 平成30年度 963世帯（1,126人） 平成29年度 961世帯（1,136人） 平成28年度 924世帯（1,110人）</p>
2	【国・東京都の制度】 生活保護制度被保護者自立促進事業における次世代育成支援事業	福祉相談課	生活保護法による被保護者又は被保護者世帯に対して、その自立促進に要する経費の一部を支給することにより、被保護者又は被保護者世帯の自立の促進を図ることを目的とした制度。 そのうち、次世代育成支援事業として、学習環境整備支援費、大学等進学支援費及び健全育成支援費として、主に高校生までの子どもの学習塾や大学等への進学による受験料、ボランティア活動への参加等に必要な経費の一部を支給する。	<p>■次世代育成支援事業利用人数</p> <p>令和2年度 2人 平成31年度 5人 平成30年度 5人 平成29年度 4人 平成28年度 8人</p>
3	【国の制度】 狛江市自立相談支援事業（こまYELL）	福祉相談課	生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的として支援が必要な方にその状態に応じた包括的な支援を提供する制度。 狛江市自立相談支援事業「こまYELL」では、法に基づく事業である、広く相談を受け付け、支援計画を策定する「自立相談支援事業」と一定の条件下で就労の支援とともに3箇月間の家賃相当額を支給する「住居確保給付金」のほか、地域の実情に応じて必要な支援が提供できるよう、狛江市の任意事業として「就労準備支援事業」、「家計改善支援事業」「子どもの学習・生活支援事業」を実施している。	<p>■自立相談支援事業件数 ■住居確保給付金給付者数</p> <p>令和2年度 958件 331件 平成31年度 205件 7件 平成30年度 203件 15件 平成29年度 215件 9件 平成28年度 218件 6件</p>
4	【国の制度 市の任意事業】 狛江市自立相談支援事業（こまYELL）における就労準備支援事業	福祉相談課	「こまYELL」の任意事業のひとつである、就労準備支援事業として、直ちに一般就労への移行が困難な生活困窮者に対して、生活習慣の確立、社会参加能力の形成、事業所での就労体験等、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成に係る支援を行う。	<p>昨年度から継続して1名が認定訓練事業所を利用した。新型コロナウイルス感染症の影響により、昨年度まで利用できていた地域の事業者と連携したボランティア等の活動が中止となる等一定の活動の制限があったものの、就労への準備に必要な支援を実施することができた。</p>

No.	事務事業名	担当課	事業概要	成果
5	【国の制度 市の任意事業】 狛江市自立相談支援事業（こまYELL） における家計改善支援事業	福祉相談課	「こまYELL」の任意事業のひとつである、家計改善支援事業として、家計の収支に課題を抱える生活困窮者に対し、家計管理に関する支援、債務整理、家賃・税金・公共料金等の滞納の解消、各種給付金・貸付制度の利用に関する支援その他、家計収支の改善、生活の再生等のために必要な支援を行う。	令和2年度から新たに家計改善支援事業を実施し、家計見直しを課題として取り組み、家計表の作成、家計簿作成の指導を行いつつ支出の見直しを行い、11件のプランを作成した。対応している案件により、債務整理や弁護士相談等の支援も行い、継続的に家計改善に向けた支援を実施した。
6	【国の制度 市の任意事業】 狛江市自立相談支援事業（こまYELL） における子どもの学習・生活支援事業	福祉相談課	「こまYELL」の任意事業のひとつである、子どもの学習・生活支援事業として、子どもの学習意欲喚起及び学力の向上を図るため、家庭訪問による学習支援を行うこと、また、生活慣習・育成環境の改善に関する助言等を行っている。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、家庭訪問型ではなく、市役所会議室に個別スペースを確保し、感染予防対策を講じた上で実施した。マンツーマンで学習支援ボランティアが子どもの状況に応じた学習支援を行い、利用者は36人となった。これまでと異なる形式で実施したことから、子ども、保護者、ボランティアにアンケートを実施した結果、保護者からは、「学習支援の日は「学習する」という意識を持てるようになったり、自分から進んで机につくことができるようになっている。また、子どもと離れる時間が作れることで、気持ちを落ち着け、改めて、子どもたちのいいところをほめることもできた。」という回答があった。子どもたちからは、「横で教えてもらえるので、わかるまで聞けるという安心感がある」との回答があった。中学3年生までを対象としているが、学習支援卒業後の子どもたちの相談にも応じており、本事業を利用していた中学3年生は全員進学することができた。
7	ひとり親家庭等の学習支援事業	子ども政策課	主に市内のひとり親家庭の小学4年生から中学3年生までの子どもを対象として、週1回市内公共施設にて学習面・生活面の支援や居場所の確保を目的として実施している。	令和2年度は19人の方に参加いただき、大学生を中心とした講師により、個々の状況に合わせた学習支援と学習面及び生活面に関する相談を受け付ける等の生活面の支援を行うとともに、利用者が地域社会から孤立することなく、つながりを身近に感じることができ、安心して過ごすことができる居場所として機能を持たせることで、子どもの生活の向上を図った。
8	【国・東京都の制度】 児童扶養手当、児童育成手当、児童手当・ 特例給付、特別児童扶養手当の支給	子ども政策課	子育て家庭の経済的負担を軽減するため、各種手当を支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 児童扶養手当（令和2年度実績） 延支払児童数 5,094人 ■ 児童育成手当（令和2年度実績） 延支払児童数 8,029人 ■ 児童手当（令和2年度実績） 延支払児童数 112,092人

No.	事務事業名	担当課	事業概要	成果
9	【東京都の制度】 ひとり親家庭の医療費助成	子ども政策課	ひとり親家庭等の医療費の自己負担分を助成し、ひとり親家庭の健康の保持や生活の安定・自立、経済的負担の軽減を図るため、一部負担金の支払いのみで医療機関を受診できるよう、自己負担分の一部を助成する。	<p>■ 医療費助成受給者数</p> <p>令和2年度 566人 平成31年度 560人 平成30年度 594人 平成29年度 612人 平成28年度 626人</p>
10	【東京都の制度 一部市独自事業】 乳幼児の医療費助成	子ども政策課	乳幼児の健康を守り、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、未就学児の子どもが医療機関で診療・調剤を受けたときの保険診療の自己負担分を助成する。	対象の世帯に対して、適切に支援を実施した。狛江市では、所得制限を撤廃し、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の一部助成を行った。
11	【東京都の制度 一部市独自事業】 義務教育就学児の医療費助成	子ども政策課	児童・生徒の健康を守り、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、小中学生を対象として医療機関で診療・調剤を受けたときの保険診療の自己負担分の一部を助成する。	対象の世帯に対して、適切に支援を実施した。狛江市では、令和2年10月から小学1・2年生を対象に所得制限を撤廃し、全世帯で医療費の一部助成を行った。
12	高校生世代の医療費助成の検討	子ども政策課	乳幼児から小中学生までを対象としている医療費助成について、対象を経済的負担がより高まる高校生世代まで拡大し、医療機関で診療・調剤を受けたときの保険診療の自己負担分の一部助成制度を検討する。	経済的に困窮している高校生世代の医療費を助成するため、新たな支援制度として、検討を行い、令和3年10月から非課税世帯の高校生年代の子どもの医療費の助成を実施することとした。
13	NPO法人フードバンク狛江による食料支援事業との連携・協力	福祉相談課 子ども政策課	NPO法人フードバンク狛江と協定を締結し、NPO法人フードバンク狛江にて実施している食料支援事業の活動場所の提供、事業連携を行っている。	令和2年度は、引き続きこまYELLとの連携を行い、ひとり親家庭に対して周知を行う等、必要な方に支援が行き届くように、また、食料支援事業が広く知られるよう協力した。また、これまで、活動場所の家賃助成金を給付していたが、令和2年度からは市役所等の公共施設の一部を提供し、継続して活動できるよう支援した。
14	就労支援情報の提供の促進	地域活性課	子育て家庭の経済的な自立支援に向け、ハローワーク府中や東京しごとセンター多摩との連携等による就業情報を提供する。また、各種就業情報の提供のほか、ハローワーク府中と共催した就職支援セミナーや、東京しごとセンター多摩と共催した模擬面接会を開催する。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、東京しごとセンター多摩と共催する模擬面接会については中止となったが、ワーク・ライフ・バランスを目指す女性向け就職活動セミナー（3回、16人参加）を少人数制で開催したほか、若者向け就職活動支援セミナー（1回、20人参加）と、テレワークによって子育てと仕事の両立を目指す女性を対象とした「テレワークセミナー」（2回、32人参加）をそれぞれオンラインを活用し実施した。また、ハローワーク府中や東京しごとセンター多摩と連携し、市ホームページ等を通じて就業情報や支援セミナー情報を提供した。

No.	事務事業名	担当課	事業概要	成果
15	就学援助費の支給	学校教育課	経済的理由より児童生徒に義務教育を受けさせることが困難な保護者に対し、就学援助費として給食費や学用品費の一部等を支給する。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえ、4月末までに設定していた申請期間を5月末までと一箇月延長するとともに、郵送での申請を受け付けた。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済状況が急変した申請者には、就学援助申請に関する申立書とともに減収したことのわかる書類等を求め、本来は前年の所得を基準に審査するものを直近の収入状況を元に審査を行い、小学校292人、中学校163人を認定し、就学援助費を支給した。
16	母子及び父子福祉資金の貸付	子ども政策課	20歳未満の子ども等を扶養している母子家庭及び父子家庭に、入学や就学、技能習得等に必要な資金の貸付を行っている。	令和2年度は2件の新規貸付を行い、ひとり親家庭の子の修学及び入学するために必要な資金の支援（貸付）を行い、経済的な負担軽減を図った。
17	母子・父子自立支援プログラムの策定による支援	子ども政策課	児童扶養手当受給者等を対象として、継続的な自立及び就業の支援を行う。	令和2年度は2件の策定を行い、ひとり親家庭の自立を促進するため、継続的にコミュニケーションをとるとともに必要な支援を行った。
18	高等職業訓練促進給付金の支給	子ども政策課	ひとり親家庭の父又は母が資格取得のために養成機関において修業する場合、一定期間につき経済的支援を行う。	令和2年度は2件の支給を行い、就労につながるための修業を支援するため、ひとり親家庭の生活費の負担軽減を図った。
19	自立支援教育訓練給付金の支給	子ども政策課	ひとり親家庭の父又は母が就労するために必要な教育訓練を受講し、修了した場合に講座の受講料の一部を助成する。	令和2年度は利用はなかったが、就労するために必要な教育を受講し、修了した方に受講料の一部を助成することで、ひとり親家庭の経済的な負担軽減を図っている。
20	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	子ども政策課	ひとり親の父、母又は子が一時的な傷病などで日常生活に困ったときやひとり親になった直後などに育児等をお手伝いするヘルパーを派遣する。	令和2年度は1件の利用があり、ひとり親家庭の育児の負担軽減を図った。
21	子ども・若者の居場所の情報発信	子ども政策課	子どもや若者にとって、地域センター、公民館、体育施設等の公共施設が、身近で安心かつ誰もが利用しやすい居場所となるように努め、居場所等の一覧をマップ形式で発信を行う。	令和2年度に「子ども・若者居場所マップ」として、子どもや若者が利用できる市内の居場所の一覧となるマップを市ホームページ上で新たに作成し、利用促進に向けて情報発信を行った。
22	子ども食堂事業への補助、連携	子ども政策課	子どもの孤食を減らすとともに、子どもが安心できる地域の居場所づくり及び保護者への子育て支援を目的として、子どもとその保護者等に対して食事や食材を提供する子ども食堂事業を実施する団体に対して運営費の補助を行っている。	子ども食堂を実施している団体に事業費補助金を交付することで、団体の負担軽減を図るとともに、継続的に地域で活動することができるよう支援を行ったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が制限され、交付は5団体、32,500円に留まった。また、定期的な子ども食堂連絡会等の情報交換会に参加し、課題や情報共有を行ったほか、子ども食堂の周知等、団体と連携し、子どもやその家庭の居場所を確保するとともに、必要な支援につなげるようサポートした。

No.	事務事業名	担当課	事業概要	成果
23	フリースペース等事業への補助	子ども政策課	ひきこもり等の青少年の居場所の拡大を図るため、地域のフリースペースを運営している団体に対して運営費の補助を行っている。	令和2年度は市内でフリースペースを運営している団体1団体に対して、家賃の一部を助成し、団体の負担軽減を図るとともに、継続的に地域で活動することができるよう支援した。
24	児童館・児童センターにおける居場所の提供	児童育成課	子どもの遊び場、居場所として児童館を開館し、諸室の開放による様々な遊びや活動を通して、安心して遊ぶことのできる場所を提供するとともに、他学校や他学年等の様々な友達との出会いにより、子どもたちの成長を支援する。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、児童館を閉館する期間があり、これまでと異なる環境での施設運営となったが、感染症対策を徹底した上で、自由来館や一部のプログラム活動を実施することにより、子どもたちの居場所の確保に努めた。
25	狛江プレーパークにおける居場所の提供	児童育成課	子どもに自由な発想で自由に遊び、集うことができる場及び機会の提供と地域住民と交流できる場及び機会を提供し、もって子どもたちの健やかな育ちを支援する。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い令和2年3月～5月にかけて一時中止としていたが、感染症対策を行いながら縮小して再開し、子どもの遊び場として、また様々な方との交流の場としての役割を果たした。年間利用者数は延10,421人と例年よりも減少したが、出張プレーパークを市民グラウンドと丸山児童公園にて行う等、多くの方に知っていただき、利用していただくよう努めた。
26	放課後子ども教室（KoKoA）における居場所の提供	児童育成課	放課後、週末等に小学校施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。	放課後子ども教室事業については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い一時中止としていたが、感染症対策を行いながら縮小して再開し、子どもの居場所の確保に努めた。
27	グラウンド・運動ひろばの開放	社会教育課	子どもたちの放課後の居場所の確保のため、市民グラウンド、西和泉グラウンド、元和泉市民運動ひろばを開放する。	中学生までの子どもを対象に、金曜日の午後を市民グラウンド、木曜日の午後を西和泉グラウンドを開放し、平成30年度から元和泉市民運動ひろばを新設し、平日の午後及び土日祝日は終日開放することで、子どもの遊び場及び居場所の確保に努めた。
28	地域センター図書室開室時間延長	地域活性課	子どもたちの居場所として、地域センターの図書室の開室時間を通常正午開室のところ、小学校夏季休暇期間のうち約1箇月程度午前中から開室する。	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により小学校の夏季休暇期間が短く、短期間の開催となったものの、地域センター図書室の開室時間を延長し、夏季休暇中の子どもたちの居場所の提供に努めた。
29	公民館の夏休み子ども中高生スペース	公民館	市立小中学校の一斉閉校期間に合わせ、小中高生の夏休みの居場所として、遊び場、自習室、子ども食堂による昼食の提供を行う。	令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業を中止し実施することができなかった。

No.	事務事業名	担当課	事業概要	成果
30	【国・東京都の制度 一部市独自事業】 幼児教育・保育に係る保護者支援	児童育成課	幼児教育・保育の無償化により、認可保育所・認定こども園・幼稚園・認可外保育施設を利用する3歳から5歳児及び非課税世帯の0歳から2歳児に対して、各施設の上限額に応じて保護者への負担軽減のための支援を行う。認可保育施設の利用者負担額及び給食費については多子世帯・ひとり親世帯等への負担軽減を、幼稚園の保育料については所得や子どもの数に応じた負担軽減を、認可外保育施設については無償化対象外の世帯に対する補助及び多子世帯に対する負担軽減補助を行う。	対象の世帯に対して、適切に支援を実施した。 国制度により、低所得世帯や就学前の多子世帯に対する給食費の免除を実施し、狛江市独自の補助として、多子世帯に対して、給食費の補助を行い、保護者の負担軽減を行った。
31	学童クラブの運営	児童育成課	保護者の監護に欠ける小学校の児童を一定の時間組織的に指導し、その健全な育成を図る。また、学童クラブ利用に係る育成料等については、住民税非課税世帯において減免している。	令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に伴い学校が休校となり1日保育となる等、今までと異なる環境での施設運営となったが、感染症対策を徹底した上で、子どもの居場所の確保に努めた。また、新たに学童クラブを開設及び定員を拡大（110人定員拡大）し、児童の受け入れを行った。

3 指標

No.	指標名	指標の概要	単位	H28	H29	H30	H31	R2	方向性	備考
A	就労準備支援事業利用者数	こまYELLの就労準備支援事業を利用した人数	人	5	4	4	5	8	－	No.4
B	家計改善支援事業利用者数	こまYELLの家計改善支援事業を利用した人数	人	－	－	－	－	11	－	No.5 R2新規事業
C	子どもの学習・生活支援事業利用者数	こまYELLの子どもの学習・生活支援事業を利用した人数	人	24	19	21	32	36	－	No.6
D	(子どもの学習支援事業利用世帯数)	(こまYELLの子どもの学習支援を受けた世帯数)	世帯	19	16	18	25	29	－	No.6
E	子どもの学習・生活支援ボランティア人数	子どもの学習支援の先生の数	人	14	14	13	13	37	－	No.6
F	中学3年生の進路	子どもの学習・生活支援を利用した中学3年生の進学又は就職した人の割合	%	100	100	80	100	100	→	No.6
G	ひとり親家庭等の学習支援事業参加者数	ひとり親家庭等の学習支援事業参加者数	人	－	－	－	－	19	－	No.7 R2新規事業
H	乳幼児の医療費助成受給者数	乳幼児の医療費助成受給者数	人	4,668	4,771	4,833	4,093	4,724	－	No.10
I	義務教育就学児の医療費助成受給者数	義務教育就学児の医療費助成受給者数	人	3,593	3,590	3,709	3,714	4,093	－	No.11
J	フードバンクによる食料支援件数	フードバンク泊江による食料支援件数	件	225	608	682	641	1,195	－	No.13
K	就学援助費の支給人数(小学校)	小学校の就学援助費の支給対象児童数	人	331	279	258	279	292	－	No.15
L	就学援助費の支給人数(中学校)	中学校の就学援助費の支給対象生徒数	人	200	217	188	171	163	－	No.15
M	母子及び父子福祉資金貸付件数	母子及び父子福祉資金の貸付件数	件	59	59	36	65	18	－	No.16 ※継続件数含む
N	母子・父子自立支援プログラムの策定件数	母子・父子自立支援プログラムの策定件数	件	3	0	4	0	2	－	No.17
O	高等職業訓練促進給付金支給件数	高等職業訓練促進給付金の支給件数	件	7	3	2	2	2	－	No.18
P	自立支援教育訓練給付金支給件数	自立支援教育訓練給付金の支給件数	件	1	1	3	1	0	－	No.19
Q	ひとり親家庭ホームヘルプサービス利用家庭数	ひとり親家庭ホームヘルプサービスの利用家庭数	家庭	1	3	5	1	1	－	No.20
R	子ども食堂補助団体数	子ども食堂事業実施団体への補助金交付団体数	団体	－	－	3	4	5	－	No.22 H30から実施
S	児童館・児童センターの来館者数	児童館・児童センターの延来館者数	人	86,680	79,859	59,712	104,754	27,170	↗	No.24

No.	指標名	指標の概要	単位	H28	H29	H30	H31	R2	方向性	備考
T	狛江プレーパークの来館者数	狛江プレーパークの延来館者数	人	12,516	11,243	11,593	10,258	10,421	↗	No.25
U	放課後子ども教室（KoKoA）の利用者数	放課後子ども教室（KoKoA）事業の延利用者数	人	51,340	54,527	61,384	54,637	15,239	↗	No.26
V	グラウンド・運動ひろば開放利用人数	グラウンド・運動ひろば開放の延利用人数	人	990	1,337	2,198	1,693	1,638	↗	No.27 元和泉市民運動ひろばは大人の人数も含む
W	夏休み子ども・中高生スペース参加者数	公民館の夏休み子ども・中高生スペース延参加者数	人	—	—	—	500	中止	↗	No.29 H31から実施

4 施策に係る取組の事業費

(単位：千円)

No.	事務事業名	担当課	H28		H29		H30		H31		R2		備考
			決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	
生活困窮者自立相談支援事業			26,652	8,876	27,599	9,347	28,655	9,648	29,635	10,270	129,064	36,075	
4	【国】 狛江市自立相談支援事業（こまYELL） における就労準備支援事業	福祉相談課	6,688		6,335		6,412		6,481		6,683		
5	【国】 狛江市自立相談支援事業（こまYELL） における家計改善支援事業	福祉相談課	—		—		—		—		5,931		R2新規事業
6	【国】 狛江市自立相談支援事業（こまYELL） における子どもの学習・生活支援事業	福祉相談課	6,386		6,366		5,192		5,247		5,222		
13	NPO法人フードバンク狛江による食料支援事 業との連携・協力	福祉相談課 子ども政策課	—		360		780		780		1,763		H31までは家賃補助 R2は備品等購入
ひとり親家庭等生活支援事業			8,101	2,026	3,674	920	2,172	544	20,322	6,988	25,627	8,768	H30までは母子家庭等 自立支援
7	ひとり親家庭等の学習支援事業	子ども政策課	—		—		—		—		3,683		R2新規事業
18	高等職業訓練促進給付金の支給	子ども政策課	8,050		3,650		2,026		2,046		1,750		
19	自立支援教育訓練給付金の支給	子ども政策課	51		24		146		105		0		
20	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	子ども政策課	275	23	443	30	504	156	9		1,087		H30まではひとり親家庭 介護料助成及びホーム ヘルプサービス
乳幼児医療費助成			166,963	73,396	174,222	76,104	178,584	79,065	178,694	79,145	133,033	53,416	
10	【東京都】 乳幼児の医療費助成	子ども政策課	166,963		174,222		178,584		178,694		133,033		
義務教育就学児医療費助成			103,149	0	102,609	0	107,600	0	112,754	0	97,420	2,729	
11	【東京都】 義務教育就学児の医療費助成	子ども政策課	103,149		102,609		107,600		112,754		97,420		

(単位：千円)

No.	事務事業名	担当課	H28		H29		H30		H31		R2		備考
			決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	
12	高校生世代の医療費助成の検討	子ども政策課	-	/	-	/	-	/	-	/	-	/	予算化されていない事業
就労・創業支援事業			158	158	157	157	157	157	1,112	1,082	1,711	1,711	
14	就労支援情報の提供の促進	地域活性化課	158	/	157	/	157	/	544	/	1,167	/	H30までは不況・雇用対策事業
就学援助			20,036	20,036	19,279	19,279	17,223	17,223	17,746	17,746	15,464	15,464	
15	就学援助費の支給	学校教育課	20,036	/	19,279	/	17,223	/	17,746	/	15,464	/	
16	母子及び父子福祉資金の貸付	子ども政策課	-	/	-	/	-	/	-	/	-	/	
17	母子・父子自立支援プログラムの策定による支援	子ども政策課	0	/	0	/	0	/	0	/	0	/	予算化されていない事業
21	子ども・若者の居場所の情報発信	子ども政策課	-	/	-	/	-	/	-	/	0	/	予算化されていない事業
みんなで子育て事業			-	-	-	-	1,717	908	4,691	1,173	4,107	1,493	
22	子ども食堂事業への補助、連携	子ども政策課	-	/	-	/	58	/	92	/	32	/	
青少年自立支援事業			630	630	625	625	1,259	943	600	600	689	689	
23	フリースペース等事業への補助	子ども政策課	570	/	570	/	570	/	570	/	570	/	
児童館関係費			121,141	53,373	110,142	47,763	97,053	29,565	176,481	76,088	197,198	95,069	H31までは児童館指定管理業務費
24	児童館・児童センターにおける居場所の提供	児童育成課	☆	/	☆	/	☆	/	☆	/	☆	/	
プレーパーク			6,755	3,377	7,604	3,802	7,754	3,888	7,946	3,974	8,119	4,060	
25	狛江プレーパークにおける居場所の提供	児童育成課	6,755	/	7,604	/	7,754	/	7,946	/	8,119	/	

(単位：千円)

No.	事務事業名	担当課	H28		H29		H30		H31		R2		備考
			決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	
	放課後子ども教室事業		23,395	11,219	22,563	10,437	22,987	10,477	22,362	9,610	15,026	6,464	
26	放課後子ども教室（KoKoA）における居場所の提供	児童育成課	23,395	/	22,563	/	22,987	/	22,362	/	15,026	/	
	体育施設指定管理業務費		94,665	76,615	95,275	77,243	95,631	77,595	99,338	81,296	99,488	81,449	※体育施設指定管理業務費全体
27	グラウンド・運動ひろばの開放	社会教育課	☆	/	☆	/	☆	/	☆	/	☆	/	
	地域・地区センター費		32,855	15,444	35,852	18,220	38,952	21,286	49,177	26,211	55,898	34,679	※地域・地区センター維持管理費全体
28	地域センター図書室開室時間延長	地域活性課	☆	/	☆	/	☆	/	☆	/	☆	/	
	居場所事業		—	—	—	—	—	—	1,311	1,245	139	139	
29	公民館の夏休み子ども中高生スペース	公民館	—	/	—	/	—	/	133	/	0	/	H31から実施 R2中止

(単位：千円)

No.	事務事業名	担当課	H28		H29		H30		H31		R2		備考
			決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	決算額	うち 一般財源	
	保育所等児童運営費		1,632,896	712,335	2,461,647	1,001,734	2,616,889	854,209	2,875,070	896,022	3,343,092	874,764	
31	【国・東京都】 幼児教育・保育に係る保護者支援	児童育成課	8,968	/	10,306	/	10,497	/	22,195	/	26,754	/	※補助金、扶助費のみ
	私立幼稚園等園児保護者負担軽減		81,532	46,782	77,542	44,556	75,450	44,957	70,740	43,698	66,350	42,249	
31	【国・東京都】 幼児教育・保育に係る保護者支援	児童育成課	78,845	/	77,369	/	75,239	/	70,508	/	66,218	/	※補助金、扶助費のみ
	幼稚園就園奨励費		102,876	68,585	105,436	71,735	98,029	65,353	47,773	31,849	—	—	
31	【国・東京都】 幼児教育・保育に係る保護者支援	児童育成課	102,876	/	105,436	/	98,029	/	47,773	/			※補助金、扶助費のみ
	私立認定こども園等運営費		—	—	—	—	—	—	—	—	27,728	8,599	
31	【国・東京都】 幼児教育・保育に係る保護者支援	児童育成課	—	/	—	/	—	/	—	/	166	/	※補助金、扶助費のみ
	子育てのための施設等利用給付		—	—	—	—	—	—	171,636	33,799	317,823	79,341	
31	【国・東京都】 幼児教育・保育に係る保護者支援	児童育成課	—	/	—	/	—	/	163,630	/	317,364	/	※補助金、扶助費のみ
	学童保育所維持管理費・放課後クラブ・児童館関係費・こどもクラブ		222,493	123,079	215,692	119,197	203,948	96,083	284,524	115,887	317,728	135,156	
32	学童クラブの運営	児童育成課	☆	/	☆	/	☆	/	☆	/	☆	/	※学童クラブ運営費 (児童館運営費含む) のみ
	合計		533,165	/	537,293	/	533,758	/	659,615	/	707,452	/	

☆子どもの居場所の提供に係る取組のうち、子どもの居場所事業以外にも目的のある取組の事業費については、☆で示すこととする。

5 総括

取組の総括

1 総括した成果・課題

<成果>

子育て家庭に限定していないが、生活保護世帯及び保護人数は増加傾向にあり、こまYELLの相談件数も大幅に増加している。早期から次世代の子どもやその家庭への支援を行うことにより、子どもの貧困の連鎖を防ぐため、生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業や子どもの居場所の提供をはじめとする取組を実施し、子どもの家庭への支援として、各種助成、給付金等の給付や自立に向けた就労支援、関係団体との連携・協力による食料支援も実施し、保護者等の負担軽減や就労及び自立に向けた準備と支援を進めることができた。

子どもの学習支援事業については、こまYELL及びひとり親家庭における学習支援事業を実施し、子どもの学習の機会を確保するとともに、学習の楽しさ、必要性を理解しながら、習慣化していけるよう支援を行った。学習支援ボランティアや支援団体の協力により学習を支援することで、安心できる関係性の中で他者とのコミュニケーション力の育成にもつながっている。また、学習のみならず、生活支援として、子どもだけでなく、保護者との関係性を含めた家庭支援及び子どもの悩み相談や話相手にもなることで、子どもが安心して過ごすことのできる居場所としての役割も果たしている。

子どもたちの居場所の提供として、公共施設をはじめとした施設の開放や各種事業を展開することにより、様々な人と出会い、他学校や他学年との交流を深めながらたくさんの体験をすることで、それぞれが居心地の良い場所を見つけ、成長していける環境づくりを進めることができた。

家庭、保護者等への支援として、助成・給付金等については、保護者等の負担軽減と経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対する支援として、継続して実施しており、支援が必要な方に対しては、適切に支援を行うことができた。医療費助成については、乳幼児の医療費助成の所得制限の撤廃に加え、義務教育就学児の医療費助成についても小学1・2年生の所得制限を撤廃し、就学援助費については、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済状況が急変した方についても審査基準に加える等、社会情勢に応じた支援も実施し、全ての児童・生徒がひとしく義務教育を受けることができる教育の保障に寄与することができた。

就労支援事業については、こまYELLにおける一般就労への準備として、生活習慣の確立や事業所での就労体験等の基礎能力の形成を支援する取組やひとり親世帯の資格取得のための修業や就労のための講座受講料の一部助成等の取組を実施するとともに、支援プログラムの策定による自立及び就業の支援に加え、オンラインを用いた各種就労支援セミナーの実施等、就労につながるための取組を進めることができた。

<課題>

学習支援事業については、希望者が増加傾向にあり、受け入れ可能な人数を超えることがあることから、ボランティアや支援団体の体制強化を図る必要がある。また、ひとり親世帯の子どもに対する学習支援事業については、学習面及び生活面での支援が引き続き必要となる高校生年代への対応等、対象者の範囲についても検討をする必要がある。

就学援助費については、援助費が確実に指導生徒の就学費用に充てられるよう、新入学学用品費を除き保護者が費用を負担した後に支給しているが、困窮する保護者を支援するため、給食の現物給付等、保護者の負担軽減となるような支給方法の検討が課題である。

子どもたちの居場所の確保・創出のため、公共施設の活用や各種事業を実施しているが、感染症の感染拡大等の理由から、これまでの手法だけではなく、新たな手法を検討する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の影響により、従来であれば生活に困窮する事態に至らなかったはずの方が、勤務先の倒産や人員整理のための解雇等で仕事を失うケースが多く、こまYELLの自立相談支援事業による相談や住居確保給付金の相談や申請が大幅に増加した。社会的背景により、生活状況が急変した方についても、安定した生活を送ることができるよう、引き続き適切に支援を行う必要がある。

2 狛江らしさの視点

狛江の特性のひとつであるコンパクトさを活かして、市内の団体と連絡会を開催するなど、顔のみえる関係の構築に努めるとともに、行政内部においても関係各課との連携をとりながら支援を行っている。

こまYELLにおける学習支援事業については、子どもたちの支援だけでなく、保護者を含めた家庭を支援する観点から、家庭訪問型で事業を実施してきた。令和2年度は、コロナ禍の影響で家庭訪問型は実施できなかったが、社会情勢を見ながら、家庭訪問型の再開する方法を検討していきたい。

各種医療費助成や幼児教育・保育における給食費において、狛江市独自の所得制限の撤廃等の負担軽減を実施している。令和3年度からは新たに、生活困窮世帯の高校生世代の医療費助成についても助成することを決定し、子育て世帯における負担軽減の支援を行っていくこととした。

3 市民参加と市民協働の視点

子どもたちの学習支援事業においては、市内在住、在勤の方を中心としたボランティアや学習をサポートする団体による支援体制を築きながら支援を実施している。また、NPO法人のフードバンク狛江や市内で活動する子ども食堂の運営団体等とも連携していきながら、事業を実施している。子どもの成長を支援する市内の団体が地域で活発に活動できるよう、運営費の補助をはじめとした、様々な協力をを行うことで地域全体で子どもたちの成長を支援する関係の構築を引き続き進めていく。

就労支援については、東京都やハローワーク等の関係機関との連携により、様々なテーマに基づくセミナーを実施した。

6 SDGsとの関係性

No.	目標	説明	関係性
1	【貧困】 貧困をなくそう	 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。	●
2	【飢餓】 飢餓をゼロに	 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。	●
3	【保健】 すべての人に健康と福祉を	 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。	
4	【教育】 質の高い教育をみんなに	 【教育】すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。	●
5	【ジェンダー】 ジェンダー平等を実現しよう	 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。	
6	【水・衛生】 安全な水とトイレを世界中に	 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。	
7	【エネルギー】 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。	
8	【経済成長と雇用】 働きがいも経済成長も	 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。	
9	【インフラ、産業化、イノベーション】 産業と技術革新の基礎をつくらう	 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。	

No.	目標	説明	関係性
10	【不平等】 人や国の不平等をなくそう	 各国内及び各国間の不平を是正する。	
11	【持続可能な都市】 住み続けられるまちづくりを	 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。	
12	【持続可能な生産と消費】 つくる責任 つかう責任	 持続可能な生産消費形態を確保する。	
13	【気候変動】 気候変動に具体的な対策を	 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。	
14	【海洋資源】 海の豊かさを守ろう	 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。	
15	【陸上資源】 陸の豊かさを守ろう	 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。	
16	【平和】 平和と公正をすべての人に	 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。	
17	【実施手段】 パートナーシップで目標を達成しよう	 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化化する。	●

※説明は外務省の日本語訳を参照しています。